

静岡市長 田辺 信宏 様

市職員に対する懲戒処分に関する申し入れ

2012年2月14日

日本共産党静岡市議会議員団

団長 山本 明久

貴職は2月1日、静岡病院事務局長に対し、訓告処分を行った。

この処分は、同事務局長が、同病院医療秘書の女子職員に対し、執拗に交際を迫り、メール送付などを繰り返し、人事課に当該女子職員からセクハラ被害の申し立てがされたことに対応するものであると考えられる。

しかし、事実関係の詳細な把握、過去の余罪調査も充分されないまま、懲戒審査委員会の設置の手続きをせず、懲戒処分に関する指針にもとづかない処分が下された疑念がある。被害者が受けた精神的打撃の大きさに対して、あまりにも甘すぎる対応だと言わざるを得ない。

本来、公務員のセクハラ、パワハラは根絶すべきであり、職場環境は職員同士の信頼関係が構築されてはじめて、市民への福祉向上を図ることができる。しかし、当局の事実関係の把握、職場環境の整備にむけた姿勢が不鮮明であり、再発防止も危ぶまれる。

2度と再び、このような事件を起こさないよう、厳正な処分を求め、以下の申し入れを行うものである。

記

- 1、 当該女子職員からの、新たな事実確認の申し入れを受け、徹底調査するなど真摯に対応すること。
- 2、 静岡市職員の懲戒処分に関する規定にもとづき、正確な事実確認を行い、厳正な処分を下すこと
- 3、 申し立てを行った女子職員の権利侵害や不利益のないように、細心の配慮を尽くすこと
- 4、 セクハラ、パワハラ等を根絶し、健全な職場環境を構築するため、職員研修など迅速に対応すること

以上

